定款変更認証申請

特定非営利活動法人縦覧用書類
（令和８年３月 13 日受付分）

名称

特定非営利活動法人夢くらぶ

縦覧期間

令和８年３月 13 日（金）から
令和８年３月 27 日（金）まで

特定非営利活動法人夢くらぶ定款

第1章　総則

（名称）

第１条　　この法人は、特定非営利活動法人夢くらぶという。

（事務所）

第２条　　この法人は、主たる事務所を兵庫県加古川市に置く。

第2章　目的及び事業

（目的）

第３条　　この法人は、加古川市をはじめ、近隣市町における高齢の要支援及び要介護者に対して、デイサービス事業等の支援及び介護に関する事業を行い、保健及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　　この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

（１）　保健、医療又は福祉の増進を図る活動

（２）　社会教育の推進を図る活動

（３）　まちづくりの推進を図る活動

（４）　子どもの健全育成を図る活動

（５）　前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業）

第５条　　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係わる事業を行う。

（１）　高齢者に対するデイサービス事業

（２）　高齢者に対する保健・福祉に係わる相談事業

（３）　高齢者に対する保健・福祉に係わる研修事業

（４）　高齢者の保健・福祉に係わる広報事業

（５）　その目的を達成するために必要な事業

第3章　会員

（種別）

第６条　　この法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

（１）　正会員

この法人の目的に賛同し、この法人の活動及び事業を推進する個人

（2） 賛助会員

この法人の目的に賛助し、その事業を賛助するために入会した個人及び団体

（入会）

第７条　会員の入会資格については、条件を定めないものとする。

２　会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書を理事長に提出し、理事長は、正当な理由がない限り入会を承認しなければならない。

３　理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第８条　会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第９条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

（1）　退会届の提出をしたとき。

（2）　本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

（3）　正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。

（4）　除名されたとき。

（退会）

第１０条　会員は理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第１１条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

（1）　この定款等に違反したとき。

（2）　この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（拠出金品の不返還）

第１２条　既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章　役員及び職員

（種別及び定数）

第１３条　この法人に次の役員を置く。

（1）　理事　　３人以上５人以内

（2）　監事　　１人又は２人

２　理事のうち、１人を理事長とする。

（選任等）

第１４条　理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

２　理事長は、理事の互選とする。

3　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

4　監事は理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

（職務）

第１５条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の決議に基づき、この法人の業務を執行する。また、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3　監事は次に掲げる職務を行う。

（1）　理事の業務執行の状況を監査すること。

（2）　この法人の財産の状況を監査すること。

（3）　前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は兵庫県知事に報告すること。

（4）　前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

（5）　理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

（任期等）

第１６条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

2　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第１７条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

第１８条　役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

（1）　心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

（2）　職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）

第１９条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲で報酬を受けることができる。

2　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3　前２項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（事務局及び職員）

第２０条　この法人に事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置く。

２　事務局長は、理事会の議決を経て理事長が委嘱し、職員は理事長が任免する。

３　事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める

第5章　総会

（種別）

第２１条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（構成）

第２２条　総会は、正会員をもって構成する。

（機能）

第２３条　総会は、以下の事項について議決する。

（１）　定款の変更

（２）　解散

（３）　合併

（４）　事業計画及び収支予算並びにその変更

（５）　事業報告及び収支決算

（６）　役員の選任又は解任、職務及び報酬

（７）　入会金及び会費の額

（８）　その他運営に関する重要事項

（開催）

第２４条　通常総会は毎年１回開催する。

２　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

（１）　理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

（２）　正会員総数の５分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

（３）　第１５条第４項第４号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第２５条　総会は、前条第２項第３号の場合を除き、理事長が招集する。

２　理事長は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から３０日以内に臨時総会を招集しなければならない。

３　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（議長）

第２６条　総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第２７条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第２８条　総会における議決事項は、第２５条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の２分の１以上の同意があった場合は、この限りではない。

２　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第２９条　各正会員の表決権は、平等なるものとする。

２　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

３　前項の規定により表決した正会員は、前２条、次条第１項及び第４９条の適用については、総会に出席したものとみなす。

４　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第３０条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）　日時及び場所

（２）　正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

（３）　審議事項

（４）　議事の経過の概要及び議決の結果

（５）　議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名、押印しなければならない。

第6章　理事会

（構成）

第３１条　理事会は、理事をもって構成する。

（機能）

第３２条　理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

（１）　総会に付議すべき事項

（２）　総会に議決した事項の執行に関する事項

（３）　借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第４８条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

（４）　事務局の組織及び運営に関する事項

（５）　その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第３３条　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

（１）　理事長が必要と認めたとき。

（２）　理事総数の３分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

（３）　１５条第４項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第３４条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事長は、前条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から１４以内に理事会を招集しなければならない。

３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（議長）

第３５条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（議決）

第３６条　理事会における議決事項は、第３４条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の３分の２以上の同意があった場合は、この限りではない。

２　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第３７条　各理事の表決権は、平等なるものとする。

２　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

３　前項の規定により表決した理事は、次条第１項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

４　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事はその議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第３８条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）　日時及び場所

（２）　理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）

（３）　審議事項

（４） 議事の経過の概要及び議決の結果

（５） 議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

（資産の構成）

第３９条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

（１）　設立当初の財産目録に記載された資産

（２）　入会金及び会費

（３）　寄付金品

（４）　財産から生じる収入

（５）　事業に伴う収入

（６）　その他の収入

（資産の管理）

第４０条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第４１条　この法人の会計は、法第２７条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（事業計画及び予算）

第４２条　この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第４３条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

２　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（予備費の設定及び使用）

第４４条　予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

２　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更生）

第４５条　予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、規定予算の追加又は更生をすることができる。

（事業報告及び決算）

第４６条　この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

２　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）

第４７条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（臨機の措置）

第４８条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第４９条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の３分の２以上の多数による議決を経、かつ、法第２５条第３項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

（解散）

第５０条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

（１）　総会の決議

（２）　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

（３）　正会員の欠乏

（４）　合併

（５）　破産

（６）　兵庫県知事による設立の認証の取消し

２　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の３分の２以上の承諾を得なければならない。

３　第１項第２号の事由により解散するときは、兵庫県知事の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第５１条　この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、総会において出席した正会員の過半数をもって決した特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

（合併）

第５２条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員数の３分の２以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章　公告の方法

（公告の方法）

第５３条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに官報に掲載して行う。ただし、法第２８条の２第１項に規定する貸借対照表の公告についてはこの法人のホームページに掲載して行う。

第10章　雑則

（細則）

第５４条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

１．　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

２．　この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理 事 長	續木　明美
副理事長	金児　幸子
理　　事	久保田　子
同	川中　一美
監　　事	石松　　稔

３．　この法人の設立当初の役員の任期は、第１６条第１項の規定にかかわらず、成立の日から平成１６年６月３０日までとする。

４．　この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第４２条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

５．　この法人の設立当初の事業年度は、第４７条の規定にかかわらず、成立の日から平成１５年３月３１日までとする。

６．　この法人の設立当初の入会金及び会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

①	正会員	入会金　1，０００円	年会費	３，０００円
②	賛助会員	入会金　なし	年会費	一口　１，２００円

令和８年度事業計画書

特定非営利活動法人　夢くらぶ

１．基本方針

「介護」や「障がい」という枠組みにとらわれず、ますます多様化、複雑化している福祉のニーズに臨機応変に対応し障がい者の受け入れを積極的に行うことを基本方針とする

２．特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容（具体的な事業内容）	実施時期・回数	実施場所	受益対象者及び予定人数	収益見込（千円）
（1）高齢者・障がい者に対するデイサービス事業	生活介護 個別機能訓練 入浴介助 口腔ケア等の実施	通　　年	**夢くらぶ**	２０人	24,354千円
（2）高齢者・障がい者に対する保健、福祉に係わる相談事業	生活支援に係わる個別相談及び関連機関との連携強化を図る	通　　年	**夢くらぶ**	２０人	０円
（3）高齢者・障がい者に対する保健、福祉に係わる研修事業	保健・福祉に係わる研修会・勉強会を開催する	通　　年	**夢くらぶ**	２０人	０円
（4）高齢者・障がい者に対する保健、福祉に係わる広報事業	広報誌・ホームページにて保健・福祉に係わる広報活動を行う	通　　年	**夢くらぶ**	２０人	０円
（5）その目的を達成するために必要な事業	関連機関との連携の強化を図り、且つ適宜行う	通　　年	**夢くらぶ**	２０人	０円

４．事業実施体制

（1）会議に関する事項

①通常総会　５月

②理事会　年１回

・・・・・・・・

（2）事務局体制

事務局長：斉木和真　　事務局スタッフ：長谷川園子

法人名：　特定非営利活動法人　夢くらぶ

令和８年度　活動予算書

８　年　４　月　１　日から　９　年　３　月　３１　日まで

（単位：円）

科　目	金　額		
Ⅰ 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	30,000		
		30,000	
2. 受取寄付金			
受取寄付金	0		
施設等受入評価益	0		
ボランティア受入評価益	0		
		0	
3. 受取助成金等	0		
受取民間助成金	0		
受取補助金	99,000		
		99,000	
4. 事業収益			
⑴高齢者・障がい者に対するデイサービス事業	24,354,994		
⑵高齢者・障がい者に対する保健、福祉に係わる相談事業			
⑶高齢者・障がい者に対する保健、福祉に係わる研修事業	0		
⑷高齢者・障がい者に対する保健、福祉に係わる広報事業	0		
⑸その目的を達成するために必要な事業	0	24,354,994	
5. その他収益			
受取利息	63		
雑収益	6,570	6,633	
経常収益計			24,490,627
Ⅱ 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	1,836,000		
給料手当	14,863,954		
ボランティア評価費用	0		
法定福利費	451,939		
福利厚生費	697,137		
人件費計	17,849,030		
(2) その他経費			
売上原価	0		
通信運搬費	0		
施設等評価費用	0		
減価償却費	592,795		
その他の必要経費	6,012,076		
その他経費計	6,604,871		
事業費計		24,453,901	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	324,000		
職員俸給・法定福利費・福利厚生費	2,825,827		
人件費計	3,149,827		
(2) その他経費			
通信運搬費	0		
その他の必要経費	303,413		
その他経費計	303,413		
管理費計		3,453,240	
経常費用計			27,907,141
当期経常増減額			△ 3,416,514
Ⅲ 経常外収益			
1. 過年度損益修正益		0	
経常外収益計			0
Ⅳ 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
税引前当期正味財産増減額			△ 3,416,514
法人税、住民税及び事業税			82,000
当期正味財産増減額			△ 3,498,514
前期繰越正味財産額			11,385,092
次期繰越正味財産額			7,886,578

令和９年度事業計画書

特定非営利活動法人　夢くらぶ

１．基本方針

「介護」や「障がい」という枠組みにとらわれず、ますます多様化、複雑化している福祉のニーズに臨機応変に対応し障がい者の受け入れを積極的に行うことを基本方針とする

２．特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容（具体的な事業内容）	実施時期・回数	実施場所	受益対象者及び予定人数	収益見込（千円）
（1）高齢者・障がい者に対するデイサービス事業	生活介護 個別機能訓練 入浴介助 口腔ケア等の実施	通　　年	**夢くらぶ**	２０人	24,775千円
（2）高齢者・障がい者に対する保健、福祉に係わる相談事業	生活支援に係わる個別相談及び関連機関との連携強化を図る	通　　年	**夢くらぶ**	２０人	０円
（3）高齢者・障がい者に対する保健、福祉に係わる研修事業	保健・福祉に係わる研修会・勉強会を開催する	通　　年	**夢くらぶ**	２０人	０円
（4）高齢者・障がい者に対する保健、福祉に係わる広報事業	広報誌・ホームページにて保健・福祉に係わる広報活動を行う	通　　年	**夢くらぶ**	２０人	０円
（5）その目的を達成するために必要な事業	関連機関との連携の強化を図り、且つ適宜行う	通　　年	**夢くらぶ**	２０人	０円

４．事業実施体制

（1）会議に関する事項

①通常総会　５月

②理事会　年１回

・・・・・・・・

（2）事務局体制

事務局長：斉木和真　　事務局スタッフ：長谷川園子

法人名：　特定非営利活動法人　夢くらぶ

令和９年度　活動予算書

９　年　４　月　１　日から　１０　年　３　月　３１　日まで

（単位：円）

科　目	金　額		
Ⅰ 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	30,000		
		30,000	
2. 受取寄付金			
受取寄付金	0		
施設等受入評価益	0		
ボランティア受入評価益	0		
		0	
3. 受取助成金等	0		
受取民間助成金	0		
		0	
4. 事業収益			
⑴高齢者・障がい者に対するデイサービス事業	24,775,696		
⑵高齢者・障がい者に対する保健、福祉に係わる相談事業			
⑶高齢者・障がい者に対する保健、福祉に係わる研修事業	0		
⑷高齢者・障がい者に対する保健、福祉に係わる広報事業	0		
⑸その目的を達成するために必要な事業	0	24,775,696	
5. その他収益			
受取利息	3,161		
雑収益	337,874	341,035	
経常収益計			25,146,731
Ⅱ 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	816,000		
職員俸給	14,784,746		
ボランティア評価費用	0		
法定福利費	610,779		
福利厚生費	561,712		
人件費計	16,773,237		
(2) その他経費			
売上原価	0		
通信運搬費	0		
施設等評価費用	0		
減価償却費	71,291		
その他の必要経費	5,818,542		
その他経費計	5,889,833		
事業費計		22,663,070	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	144,000		
職員俸給・法定福利費・福利厚生費	2,815,981		
人件費計	2,959,981		
(2) その他経費			
通信運搬費	0		
その他の必要経費	246,135		
その他経費計	246,135		
管理費計		3,206,116	
経常費用計			25,869,186
当期経常増減額			△ 722,455
Ⅲ 経常外収益			
1. 保険金収入		1,555,654	
経常外収益計			1,555,654
Ⅳ 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
税引前当期正味財産増減額			833,199
法人税、住民税及び事業税			82,000
当期正味財産増減額			751,199
前期繰越正味財産額			7,886,578
次期繰越正味財産額			8,637,777